

平成24年度事業計画書

1]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する人材育成

(定款第4条第1項関係)

- 1, 経営者及び中堅幹部職員がタイムリーなテーマを協議し認識を深める為に10人会を適宜開催する。(200千円)
- 2, 会員職員のスキルアップのための講座やゼミを関係団体と共同し開催する。(100千円)
- 3, 音楽大学等の教育機関と連携し産学連携講座を行う。(管理費で対応)
- 4, コンサートマネジメントのテキストの制作及び研修会を関係団体と行う。(500千円)

2]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する調査及び研究

(定款第4条第2項関係)

- 1, アート・マネジメントの検定制度について委員会を設置し事業化に向けて研究する。(300千円)
- 2, 文化庁助成制度の改正、二次使用、映像化等多様化する事業環境に対応する為の新契約書式の研究開発を行い、フォーマットの作成を目指す。(管理費で対応)

3]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する普及及び啓発

(定款第4条第3項関係)

- 1, クラシックの日に向け、クラシック音楽の振興を目指すフェスティバル「JAPAN CLASSIC FESTIVAL」を開催し、次世代の観客育成に向けた普及活動の施策を行う。(7,000千円)
- 2, 地域創造の実施する公共ホール活性化事業及び支援事業及びアウトリーチフォーラム事業に協力し地域の音楽文化の環境作りに貢献する。(14,500千円)
- 3, 日清製粉グループのCSR事業「Kona Festa」の音楽製作を行う。(3,500千円)
- 4, タウンコンサートの企画を会員と協同し制作実施する。(12,500千円)
[丸の内元気プロジェクト、宝くじドリーム館、その他委託事業]
- 5, 会員共通の協同広告事業を従来通り行う。(3,500千円)

4]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する知的財産権の維持・管理及び保全

(定款第4条第4項関係)

- 1, 音楽著作権使用料の再改訂に向けて日本音楽著作権協会と協議を行う。(管理費で対応)
- 2, コンサート約款の制定・普及を関係団体と継続して行う。(管理費で対応)

5]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する情報収集及び提供事業

(定款第4条第5項関係)

- 1, クラシック音楽情報公式サイト「JAPAN CLASSIC NAVI」の運営。 (500 千円)
- 2, クラシック音楽事業ガイドに代わる広報誌の発刊を行い協会活動の広報を行う。
(2,500 千円)

6]クラシック音楽事業及びクラシック音楽文化活動に関する内外関係機関との交流 (定款第4条第6項関係)

- 1, 文化芸術振興基本法が制定され、今年度劇場法等の制定がすすめられており、クラシック界を取り巻く環境の変化も急激なことから、関係団体と協力し法制度や文化政策が音楽界に及ぼす影響等について協議し、社会に対して音楽関係者の声を集めて音楽の力をアピールする事に傾注する。 (管理費で対応)
- 2, FACP等アジア諸国の文化団体や機関、IAMA等欧米の機関団体との交流を引き続き行う。
(100 千円)
- 3, 芸術家と子供達との出会いフェスティバル(実施:オーケストラ事業組合)に協力する。
(管理費で対応)
- 4, 日本音楽芸術マネジメント学会の活動に協力して音楽界から社会に対する発信力を深める。
(管理費で対応)

7]その他本会の目的を達成するための事業 (定款第4条第7項関係)

- 1, 日本芸能実演家団体協議会・文化推進フォーラムに参画して、実演芸術ヴィジョン委員会として文化庁や音楽議員連盟への文化政策を提言する。 (管理費で対応)
- 2, 事業環境整備として芸術ヴィザでの公演可能へ制度改正を働きかけ併せて二重源泉税問題の解消へ各方面と交渉を続ける。 (管理費で対応)
- 3, 東日本大震災にて災害に遭われた方々の心の復興による活力の喚起に向け「心の復興音楽基金」を協会内に設置し、音楽による被災地の復興に寄与する。(管理費で対応)
- 4, 「兼松基金」を活用し、新進演奏家への支援及び青少年へのクラシック音楽普及活動を行う。

総事業予算 45,200 千円
昨年度予算 47,550 千円